

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日より12月15日までの10日間とし、先に言いました日程によることに決定致しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告であります。本日までに受理した請願は1件で、お手元に配布いたしました請願文書表の通りでございます。

これを会期中の建設産業民生常任委員会に付託しましたので、報告を致します。

次に、監査委員より、例月現金出納検査執行状況報告を受けております。

報告は、印刷配付をしておりますので、朗読は省略を致します。

続きまして、町長報告であります。

これにつきましても、すでに印刷配付をしておりますので、朗読は省略を致します。

日程第4、議案第1号、多度津町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

産業課長、岡部君。

産業課長（岡部 登）

おはようございます。

議案第1号、多度津町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について、提案説明を申し上げます。

この度の農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員の選出方法が、これまでの公職選挙法に基づくものから、町長が議会の同意を得て任命する方法に変更になります。

これにより、農業委員会の役割が、農地利用の最適化推進に向けて強化され、「農地利用最適化推進委員」が新設されることになりました。

以上のようなことから、農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を制定しようとするものでございます。

附則といたしまして、多度津町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例は廃止し、併せて、本条例は公布の日から施行しようとするものであります。

以上、簡単ではございますが、議案第1号、多度津町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。